

令和元年度

政策提言等に関する報告

令和 2 年 3 月 9 日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会



## はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から設置されており、当委員会の政策提言案や政策条例の検討に基づき、平成30年度までに、知事等へ24件の政策提言が行われ、6件の政策条例が議員提案により制定されたところである。

設置から10年が経過することを受けて平成29年度に行われた当委員会の見直しについての報告も踏まえ、令和元年度は、関係団体等との意見交換、先進地調査を含め様々な協議の機会を十分に確保するとともに、県議会全体での情報共有等を図りながら、政策提言案等の検討に取り組んだ。

本報告書は、今年度行った議長への報告「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」及び「多文化共生社会の実現に向けて」に関して、6月以来、12回にわたり開催した委員会をはじめとする当委員会の活動の経過及び結果等について、取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会	委員長	禧久伸一郎
	副委員長	ふくし山ノブスケ
	委員	柴立鉄平
	委員	米丸まき子
	委員	寿はじめ
	委員	伊藤浩樹
	委員	向井俊夫
	委員	鶴丸明人
	委員	瀬戸口三郎
	委員	遠嶋春日児
	委員	成尾信春
	委員	たいら行雄
	委員	東清剛



## 目 次

1 委員会の活動経過	1
(1) 委員会の行う検討・調査事項	1
(2) 議員への意向調査の実施	1
(3) 検討項目の決定	1
(4) 検討の進め方	1
(5) 検討結果の概要	1
(6) 令和元年度政策立案推進検討委員会の検討経過一覧表	2
2 議長への報告内容	5
(1) 「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」 (政策条例)	7
(2) 「多文化共生社会の実現に向けて」(政策提言)	17



## 1 委員会の活動経過

### (1) 委員会の行う検討・調査事項

- ① 議会が知事等に対して行う政策提言案
- ② 議員による政策条例の対象とすべき事項

### (2) 議員への意向調査の実施

平成31年4月、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる5件の提案がなされた。

提案項目件数・・・・・・・・ 20件（ 5件）

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| { | • 政策提言・・・・・・・・ 8件（ 3件）  |
|   | • 政策条例・・・・・・・・ 12件（ 2件） |

※（ ）は重複を除いた件数

### (3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

- 多文化共生社会の実現に向けて
- 手話言語条例

### (4) 検討の進め方

検討項目ごとにワーキングチームをつくり、関係団体との意見交換、先進県における視察調査等を実施する中で課題等を確認し、委員会においては、オブザーバーとして関係常任委員会委員長も参加の下、ワーキングチームの経過報告や検討内容について議論を行うとともに、協議の進捗段階に応じて行った全議員へのアイデア募集や意見照会も踏まえながら、政策提言案等の作成を進めた。

### (5) 検討結果の概要

「多文化共生社会の実現に向けて」は、知事に提言すべきとし、「手話言語条例」については、議員提案による条例制定に取り組むべきとした。

(6) 令和元年度政策立案推進検討委員会の検討経過一覧表

月 日	会議等	協議内容等
H31.4.25	意向調査	・ 検討項目の意向調査（全議員を対象）
R 1. 6.10	第1回委員会	・ 正副委員長の選出 ・ 検討の進め方等
R 1. 6.19	第2回委員会	・ 検討項目
R 1. 6.20	第3回委員会	・ 検討項目（決定） ・ 検討項目ごとのワーキングチーム編成
R 1. 6.24	アイデア募集	・ 検討項目に係る政策等アイデアの募集（全議員を対象）
R 1. 7.11	第4回委員会	・ 執行部からの現状等の聴取 （PR・観光戦略部，くらし保健福祉部， 商工労働水産部，農政部，危機管理防災 局，教育庁，県警本部） ・ 協議スケジュール
	各ワーキングチ ーム会議	・ チームリーダーの選出 ・ 検討項目に係る政策等アイデアの取扱い ・ 意見交換を行う関係団体，現地視察先等
R 1. 7.29	手話言語条例ワー キングチームにお ける関係団体との 意見交換	【関係団体】 ・ 一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会 ・ 鹿児島県手話通訳問題研究会 ・ 鹿児島県手話サークル連絡協議会 ・ 鹿児島県手話通訳士協会
R 1. 8.19	第5回委員会	・ 各ワーキングチームの経過報告
	各ワーキングチ ーム会議	【多文化共生社会実現ワーキングチーム】 ・ 関係団体との意見交換に係る方向性等 【手話言語条例ワーキングチーム】 ・ 提言骨子案



月 日	会議等	協議内容等
R 1. 8.30	多文化共生社会実現ワーキングチームにおける関係団体との意見交換	<b>【関係団体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人鹿児島県国際交流協会</li> <li>・鹿児島県農業労働力支援センター</li> </ul>
R 1. 9. 3	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」</li> <li>・多文化共生社会実現ワーキングチームの経過報告（関係団体との意見交換結果）</li> </ul>
	全議員への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」</li> </ul>
	各ワーキングチーム会議	<b>【多文化共生社会実現ワーキングチーム】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体との意見交換結果</li> </ul> <b>【手話言語条例ワーキングチーム】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言文案</li> </ul>
R 1. 9.10	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言文案「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」</li> <li>・多文化共生社会実現ワーキングチームの経過報告（提言骨子案のたたきの考え方）</li> </ul>
	全議員への情報提供・意見照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言文案「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」</li> </ul>
	各ワーキングチーム会議	<b>【多文化共生社会実現ワーキングチーム】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案のたたき</li> </ul> <b>【手話言語条例ワーキングチーム】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>

月 日	会議等	協議内容等
R 1. 9.17	第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言文案「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」</li> <li>・提言骨子案のたたき「多文化共生社会の実現に向けて」</li> </ul>
	多文化共生社会実現ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案のたたき</li> <li>・執行部との意見交換の進め方</li> </ul>
R 1. 9.19	議長への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」</li> </ul>
R 1. 9.30	多文化共生社会実現ワーキングチームにおける執行部との意見交換	<b>【関係部局】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PR・観光戦略部国際交流課</li> <li>・商工労働水産部外国人材受入活躍支援課</li> </ul>
R 1.10. 8	多文化共生社会実現ワーキングチームにおける視察調査	<b>【視察調査先】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター（埼玉県）</li> </ul>
R 1.10. 9		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人兵庫県国際交流協会（兵庫県）</li> </ul>
R 1.11.25	多文化共生社会実現ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案に対する関係部局意見への対応</li> </ul>
R 1.11.28	第9回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案「多文化共生社会の実現に向けて」</li> </ul>
	全議員への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案「多文化共生社会の実現に向けて」</li> </ul>
	多文化共生社会実現ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言文案</li> </ul>

月 日	会議等	協議内容等
R 1.12. 3	第10回委員会 全議員への情報提供・意見照会	・提言文案「多文化共生社会の実現に向けて」 ・提言文案「多文化共生社会の実現に向けて」
R 1.12.11	第11回委員会	・提言文案「多文化共生社会の実現に向けて」 (提言文案に対する意見への対応)
R 1.12.13	議長への報告	・「多文化共生社会の実現に向けて」
R 1.12.17	知事への提言	・「多文化共生社会の実現に向けて」
R 2. 3. 9	第12回委員会	・令和元年度政策提言等に関する報告

## 2 議長への報告内容

(1) 「手話を言語として認識し普及する条例の制定について」(政策条例)

**別紙1**

※ 令和元年9月19日に議長へ報告

(2) 「多文化共生社会の実現に向けて」(政策提言) **別紙2**

※ 令和元年12月13日に議長へ報告



# 手話を言語として認識し普及する条例の制定について

## 1 条例制定の背景

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語である。明治時代に始まり、手話を使うろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきた。

その一方で、法的には、手話は言語として認められていなかったために、ろう学校では手話を使うことが禁止されるなど、社会的にも制度的にも手話を習得し、使用することが制約された時代が長く存在した。

平成18年に、国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話は言語であると定義され、言語として国際的に認知され、平成23年に改正された障害者基本法では、手話が言語に含まれること、すなわち、手話が言語であることが法的に認められた。また、ろう者が意思疎通手段として手話を選択し、手話によって情報を取得する機会の確保やその拡大が明確化された。

平成26年には、障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置づけは、制度的には確立された。

しかしながら、ろう者や手話が言語であることについての県民の理解は未だ十分に深まっているとは言い難く、ろう者は社会生活上の生きづらさを抱えている。

このような中、鹿児島県では、平成11年に「鹿児島県福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての県民が、障害者等について理解を深め、障害者等があらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加できる環境づくりを推進している。

また、平成26年に、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組んできているところである。

## 2 条例の必要性

### (1) 手話を言語として認識し普及する意義

ろう者及び手話が言語であることについての県民の理解が進み、ろう者の生きづらさの解消につながるとともに、ろう者が意思疎通手段として手話を選択し、手話によって情報を取得又は利用する機会が拡大がされ、なおかつ保障される社会につながる。

また、ろう者の社会参加が促進され、自立した豊かな社会生活が営まれることにつながる。

併せて、県民が言語への関心を高め、県民の言語力、コミュニケーション力の向上が期待できる。

### (2) 条例制定の目的

手話を言語として認識し手話を普及することに関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定め、手話の普及に関する施策を推進し、もって、ろう者とりょう者以外のものが、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 3 条例に規定すべき事項

### (1) 手話が独自の言語であることの認識の普及

### (2) 手話を獲得する環境の整備（手話に関する情報の提供）

### (3) 手話で学ぶ環境の整備（教職員の手話の習得等）

### (4) 手話を学ぶ環境の整備（手話に関する学習会の開催等）

### (5) 手話を使う環境の整備（手話通訳者等の人材育成、手話を用いた情報発信）

### (6) 手話を守る環境の整備（手話に関する調査研究）

### (7) 手話推進計画 等

#### 4 条例の構成（案）

- （ 1 ） 目的，基本理念
- （ 2 ） 県，県民，事業者，ろう者等の責務・役割及び市町村との連携
- （ 3 ） 計画の策定及び推進
- （ 4 ） 手話を用いた情報発信等
- （ 5 ） 手話通訳者等の確保、養成等
- （ 6 ） 啓発及び手話を学ぶ機会の確保
- （ 7 ） 学校における手話の普及
- （ 8 ） 事業者への支援
- （ 9 ） 手話に関する調査研究
- （ 10 ） 財政上の措置 等

## 1 聴覚障害者の現状

(1) 本県の身体障害者手帳交付状況（平成31年3月31日現在）

単位：人・%

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
手帳所持者数	28,273	16,127	16,125	21,008	5,315	6,694	93,542
うち 聴覚障害	329 (3.3)	2,272 (22.9)	1,171 (11.8)	2,334 (23.5)	26 (0.3)	3,790 (38.2)	9,922 (100)

(2) 障害の程度別に見た聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況

※複数回答

	1級・2級	3級	4級	5級・6級
手話・手話通訳	22.5%	3.0%	1.6%	0.0%
筆談・要約筆記	21.3%	18.2%	4.9%	3.2%
補聴器	18.8%	33.3%	16.4%	22.6%
ファックス	15.0%	12.1%	3.3%	0.0%
スマートフォン・タブレット端末	11.3%	0.0%	1.6%	1.6%
読話	8.8%	6.1%	0.0%	1.6%
家族、友人、介助者	7.5%	9.1%	6.6%	6.5%
パソコン・意思疎通支援機器	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%
携帯電話	3.8%	9.1%	3.3%	3.2%
コミュニケーションボード	3.8%	0.0%	0.0%	1.6%
人工内耳	1.3%	0.0%	1.6%	0.0%
触手話・指点字	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（厚生労働省が実施した「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の結果より）



## 2 手話の位置付け

### (1) 障害者の権利に関する条約（国連：平成18年12月採択）

（日本：平成19年8月署名，平成26年1月批准） [抜粋]

#### ○ 定義（第2条）

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

#### ○ 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

- 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- 手話の使用を認め、及び促進すること。

### (2) 障害者基本法（平成23年8月改正） [抜粋]

#### ○ 地域社会における共生等（第3条）

- 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### (3) 鹿児島県障害者計画（平成30年度～平成34年度） [抜粋]

#### 3 基本的な方針

- 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 3 県内の手話通訳の状況

○ 手話通訳者等登録者数（平成31年4月1日現在）

手話通訳士	国認定の試験機関が実施する試験に合格し、登録された者	27人
手話通訳者	都道府県が実施した講座を受講して、全国統一試験に合格し、登録された者	64人
手話奉仕員	市町村等が実施した講座を受講し、登録された者	16人

（居住地ごとの登録者数）

単位：人

市町村	手話通訳		
	通訳士	通訳者	奉仕員
鹿児島市	20	32	3
鹿屋市	2	5	
出水市	1	4	2
指宿市		1	1
垂水市		1	1
薩摩川内市		3	1
日置市	2	1	
霧島市		7	
いちき串木野市		1	1
南さつま市		1	
志布志市		1	1
奄美市	1	2	4
南九州市		2	
伊佐市		1	
始良市	1	1	1
南種子町		1	
瀬戸内町			1
小計	27	64	16
合計	107		

## 4 県の施策

### (1) 手話通訳者養成研修事業

#### ① 手話通訳者養成講座の実施

通訳Ⅰ，通訳Ⅱ，通訳Ⅲの3課程を3か年で実施

#### ② 手話通訳者全国統一試験

養成講座修了者を対象として，年1回実施

#### 【 県内手話通訳者登録者の推移 】

	H28. 4時点	H29. 4時点	H30. 4時点	H31. 4時点
手話通訳者登録者数	55人 →	62人 →	64人 →	64人

### (2) 手話通訳者設置事業

手話通訳者（士）を県障害福祉課に設置

### (3) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

手話通訳者等を各種団体等が実施する広域的な会議・講演会等に派遣

	H28年度	H29年度	H30年度
手話通訳者等派遣回数	9回	8回	20回

### (4) 視聴覚障害者情報センター管理運営

県が県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している同センターにおいて，各種講座・研修会を実施

講座・研修会	開催回数等
手話奉仕員養成講座	年間27回（各回20名程度）
手話通訳者等研修講座	・ハートピアで年間12回（各回20名程度） ・県内各地で出張講座を20回程度
聴覚障害者手話講習会	年間10回（各回10名程度）
聴覚障害者情報・交流講座	年1回（25名程度）
手話通訳者養成指導者研修	年2回
夏休み一日聴覚障害・手話教室	小中学生，教職員対象に計2～3回

【参考】市町村意思疎通支援事業（市町村による①手話通訳者等の派遣，  
②手話通訳者等の設置）の実施状況（平成30年度）

市町村	事業	①派遣（件）	②設置（人）		
			手話通訳士	手話通訳者	手話奉仕員
鹿児島市	○	3,278	4	1	2
鹿屋市	○	50			1
枕崎市	○	108			
阿久根市	○	20			
出水市	○	70		1	
指宿市	○	36		1	1
西之表市					
垂水市					
薩摩川内市	○	104		1	
日置市	○	53			1
曾於市	○	19			
霧島市	○	68		1	1
いちき串木野市	○	56			1
南さつま市	○	25			
志布志市					
奄美市	○	110	1		
南九州市	○	55			
伊佐市	○	5			
始良市	○	23		1	
三島村					
十島村					
さつま町	○	3			
長島町	○	16			
湧水町	○	2			
大崎町					
東串良町					
錦江町					
南大隅町					
肝付町	○				
中種子町					
南種子町	○	12			
屋久島町					
大和村					
宇検村					
瀬戸内町					
龍郷町					
喜界町					
徳之島町					
天城町					
伊仙町					
和泊町					
知名町					
与論町					
計	21	4,113件	5人	6人	7人

※ 上記は、各市町村の派遣等の実績であり、市町村によっては、事業を実施する前提で予算措置していたものの、利用が無かったことによりゼロ（空白）となっているものもある。

## 「ろう者の社会生活上の問題について」

### (1) 近所づきあいでの問題

ろう者は近所付き合いが難しいという問題があります。コミュニケーションに支障がありますので、手話言語を知らない近所の方々とのやり取りが思うようにできないことが多いです。

また、誤解も多々あります。些細な誤解の積み重ねが大きなトラブルに繋がることもあります。ろう者、手話言語に対する理解が十分でないということから起きやすい問題でもあります。

### (2) 災害時の問題

災害が起きたときに重要なことは、情報がすべての人々に同じようにいきわたることです。地震の場合は揺れから気付き、避難対策を取ることができるかもしれませんが、放射能漏れ、ガス漏れ等は、視覚的に状況を把握することが困難ですので、手話言語など視覚的に伝わる情報が大事です。

東日本大震災では、津波警報が聞こえなかったために、津波にさらわれて亡くなってしまったろう者がいます。また避難所生活では、周りの方々とのコミュニケーションが上手くいかず、必要な情報も入らなかったために、トラブルに発展するなど生活上の支障が生じてしまったケースもあります。

被災した人に対する支援制度が設けられても、その支援についての情報が伝わらなかつたり、文章だけではわかりにくかつたために、ろう者が十分な支援を受けられなかつたという例もあります。

### (3) 駅でのコミュニケーションに関する問題

駅で、駅員とコミュニケーションをとる必要が出てきたとき、駅員の方は手話言語がほとんどできませんので筆談になることが多いのですが、ろう者においては日本語としての文章を身につけることが困難であることが多々あるため、筆談では内容が伝わりにくいということも多くあります。

### (4) 買い物の時の支障

お店で何か買う時にいろいろ細かく聞きたいと思っても、店員が手話言語ができないので、細かな説明を受けることができません。筆談をお願いしても、時間がかかるため面倒くさいということで応じていただけないことも多いです。

また、カードで支払いしたい時、電話で、本人確認が必要と言われることもあります。手話通訳を通して電話でお願いしたいと伝えても、本人でない本人確認はできないと言われ、カードで買い物ができないこともあります。

### (5) 手話通訳の派遣に関する問題

① 手話通訳の派遣は、以前に比べて、市町村の手話通訳の制度が進み、いろいろなところへ派遣してもらえるようになりましたが、まだ十分ではありません。とくに、学校の授業や職場の会議などへの派遣は認められないことが多いです。

② 医療の場面でも、救急車には手話通訳がいなためコミュニケーションに困ることが多いです。また、急病の際も事前に手話通訳者の依頼が必要であることか

ら、やむを得ず自力で病院に行きますが、コミュニケーションがスムーズにいかず、治療を受けるまでに時間がかかります。

- ③ 資格を取るための研修会についても、通訳派遣の時間に制限があり、ほとんどを、通訳なしで受講しなければなりません。

## **(6) 福祉制度利用上の問題**

高齢になり、介護保険のサービスを利用するようになった場合に、介護保険の事業所で、手話での対応ができ、ろう者のことをきちんと理解できているところは少ないです。高齢の聴覚障害者の中には、介護保険のサービスを十分に受けられないままに生活をしている方が沢山います。

## **(7) 教育上の問題**

① 教育も昔は口話法で、手話は禁止されていましたが、今では手話を使って授業をしている教室も増えてはいます。しかし、先生が十分にろうの子どもに手話で教育できているか、手話を教えられるかということ、それができる先生はまだまだ少ないのが現状です。ろう学校に初めて赴任する先生は手話がわかりませんし、聴覚障害についてもほとんど理解がありません。手話や聴覚障害についての研修がほとんどないのも問題です。大学でろう教育を学んでいる先生方も、すぐ別のところに異動になるのが現状です。そのため、ろう学校に聴覚障害またはろうについての専門性を身に付けた先生がなかなか増えないという問題があります。

② 聞こえる子どもの学校の場合は、国語が国語の時間という形できちんと授業の中に組み込まれています。しかし、ろう学校の場合は、国語の時間はありますが、ろう者の言語である手話言語を学ぶ時間はありません。ろうの子どももきちんと手話言語を学べる時間を設け、自身の言語を身につけられるようにすることが重要です。

## **(8) 手話通訳者の問題**

手話通訳者の数もまだまだ足りない現状にあります。その理由としては、手話通訳者の労働条件・待遇がまだまだ十分ではなく、手話通訳を仕事とすることはできません。手話通訳者になろうと思っても、現状を見て諦める方が多いので、手話通訳者の身分保障をきちんとすることも重要です。

## **(9) 手話通訳者の育成に関する問題**

手話通訳者を育てる講師が少ないという現状があるため、手話通訳者も増えないという悪循環に陥っています。

## **(10) 一般の学校における聴覚障害者理解の問題**

一般の学校の授業の中で手話やろう者のことについて教育を行うことが大切だと思います。理解を広めるためには、小さい時から、いろいろなことを知ってもらふということが大事だと思います。子どもの方が、頭が柔らかく、いろいろと吸収することができますので、小・中・高校で手話やろう者についての理解を深める時間をぜひ設けて欲しいです。

## 多文化共生社会の実現に向けて

### 1 提言の背景

#### (1) 在留外国人の現状

日本に暮らす外国人は近年増加の一途をたどっており、平成30年12月末の在留外国人数は、約273万人と4年連続で過去最高を更新し、前年末に比べ約17万人（6.6%）増加している。

本県の平成30年12月末の在留外国人数は、10,547人であり、前年末に比べ1,446人増加しており、増加率15.9%は全国第1位となっている。また、直近3年における対前年比の増加率は、10%を超えており、全国の中でも、非常に高い伸びとなっている。

本県の在留外国人は、都市部だけでなく、県内各地に散住しており、約半数に当たる22市町において、100人以上の外国人が在住している。

また、国籍別では、多い順に、ベトナム（3,636人）、中国（2,180人）、フィリピン（2,018人）となり、上位3カ国で、74.3%を占めている。

在留資格別では、多い順に技能実習（4,835人）、永住者（2,411人）、留学（961人）となり、これらで全体の77.8%を占め、近年は特に技能実習の増加が大きい。

#### (2) 外国人材受入れ拡大の動き

国は、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針2018）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、外国人材の受入れ拡大を含め、外国人の生活環境の整備を行うことが重要であり、地域における多文化共生施策を一層推進するとした。

同年12月、新たな「出入国管理及び難民認定法」が成立し、新たな在留資格「特定技能」が創設された。介護や農業、建設業など人手不足が深刻な業種において、平成31年4月からの5年間で、最大34万5千人の外国人労働者の受入れ拡大が図られることとなっている。

平成30年12月末に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」においては、生活者としての外国人に対する支援や外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組などが示されている。

### (3) 多文化共生に関する取組

国においては、平成18年3月に、地方自治体が多文化共生（※1）の推進に関する指針・計画を策定する上で参考となる考え方を整理した「地域における多文化共生推進プラン」を公表し、また平成29年3月には、多文化共生の優良な取組を掲載した「多文化共生事例集」を作成し、多文化共生施策の推進を図ってきた。

県においては、平成30年3月に策定した「かごしま未来創造ビジョン」において、多文化共生の実現に向けた施策の基本方向を定めており、公益財団法人鹿児島県国際交流協会と連携し、多文化共生社会の推進に向けた日本語・日本理解講座事業などを実施している。

本年4月には、新たな外国人材の受入制度が創設されたことを踏まえ、地域における外国人材の円滑な受入れ等を支援するため、「外国人材受入活躍支援課」が設置され、10月には、雇用、医療、福祉、子どもの教育等の生活に関する情報提供や相談を多言語で行う「外国人総合相談窓口」を開設したところである。

また、今年度内に「かごしま外国人材受入活躍推進戦略」を策定することとしている。

また、県内市町村については、一部市町村で、ホームページの多言語化や日本語教室開催などの取組がなされているものの、県内市町村における多文化共生の推進に向けた取組には、差が見られるのが現状である。



#### (4) 課題

国際化の進展や新たな外国人材の受入制度により、本県に在住する外国人の更なる増加が見込まれる中、国籍や民族等にかかわらず活躍できる地域社会づくりが、離島を含め、県下全域において今後一層求められる。

しかしながら、外国人県民（※2）に関しては、日本語や日本の文化、習慣、守るべきルール等を理解していないがゆえに、地域社会での交流機会が不足し、近隣住民とのトラブルや軋轢が生じたり、地域社会から孤立してしまうこともある。

このような状況を改善・防止するためには、受け入れる側の日本人県民が、文化的違いを認め、外国人県民の人格を尊重することや、外国人県民に対する情報提供や日本語学習の環境整備が、まず必要である。

外国人県民は、地域社会の重要な構成員であり、外国人県民ならではの視点や経験を生かしつつ、共に生きる社会の実現を目指す必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

---

#### (※1) 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。  
(総務省「地域における多文化共生推進プラン」)

#### (※2) 外国人県民

本提言では、鹿児島県民のうち、外国籍の方や、外国につながる背景(ルーツ)をもつ方を対象に「外国人県民」という言葉を使用しています。

## 2 提言

### (1) 多文化共生意識の醸成

ア 異なる言語，文化，習慣を持つ外国人と共生していく必要性や意義などの周知・啓発を行うなど，多文化共生に関して，幼少期からの意識の醸成を含め，日本人県民の理解促進を図ること。

イ 市町村等と連携し，日本人県民と外国人県民との交流機会の創出を図ること。

### (2) 情報収集（アクセス）の支援

ア 外国人県民が必要とする情報をスムーズに収集できるよう，県ホームページ等の内容を充実するとともに，多言語ややさしい日本語により提供すること。

イ 外国人県民向けの総合相談窓口について，より相談しやすい体制づくりや周知に努めるとともに，外国人県民が身近な地域で相談できるよう，市町村に対しても相談窓口の設置について助言等を行うこと。

### (3) 日本語・日本理解の支援

ア 外国人県民が，日本語や日本・鹿児島島の文化，習慣，守るべきルール等について，より身近な地域で学習できるよう，国の事業も活用し，取り組むとともに，県内各市町村における日本語・日本理解講座の開催について，助言・支援を行うこと。

イ 市町村等と連携し，日本人県民と外国人県民との交流機会の創出を図るとともに，地域行事などへの外国人県民の参加促進を図ること。

ウ 日本人県民と外国人県民とのコミュニケーションを促進するため，やさしい日本語の活用について周知・啓発を図ること。

エ 外国人県民が，日本語・日本理解，日本人県民との交流に積極的にになれるような環境を整備すること。

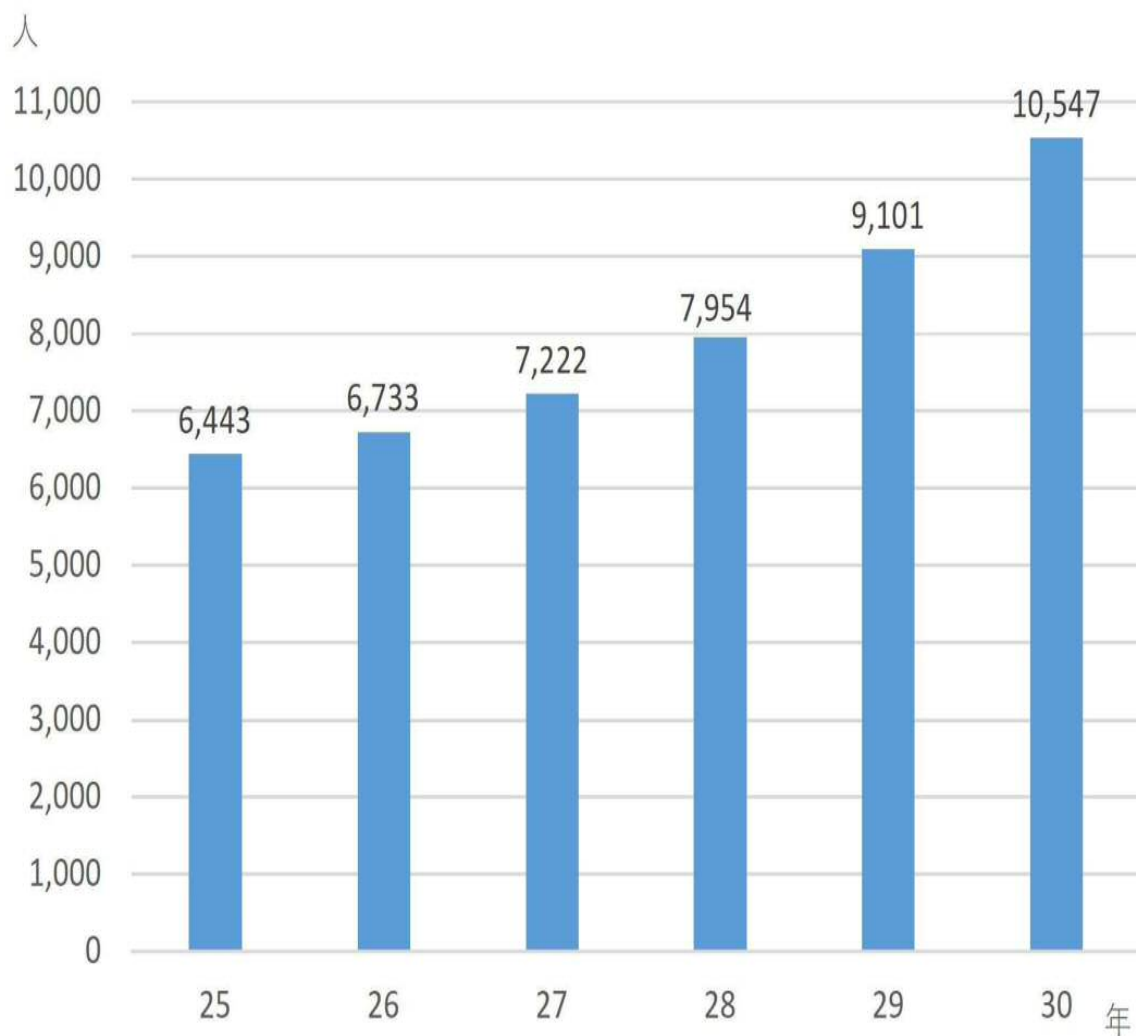
### (4) 地域ぐるみの受入体制づくり

多文化共生の推進に当たっては，県，市町村，自治会，外国人材受入企業，外国人支援団体など，地域の関係者による情報交換，情報共有に努めるとともに，外国人県民の視点に立った支援や外国人県民も視野に入れた施策展開につなげていくこと。

1 本県の在留外国人数の推移（各年12月31日時点）

単位：人・%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
在留外国人数	6,443	6,733	7,222	7,954	9,101	10,547
対前年比増 (%)	126 (2.0)	290 (4.5)	489 (7.3)	732 (10.1)	1,147 (14.4)	1,446 (15.9)



## 2 県内の在留外国人の市町村別の状況

(推計人口は平成31年1月1日、在留外国人数は平成30年12月31日時点)

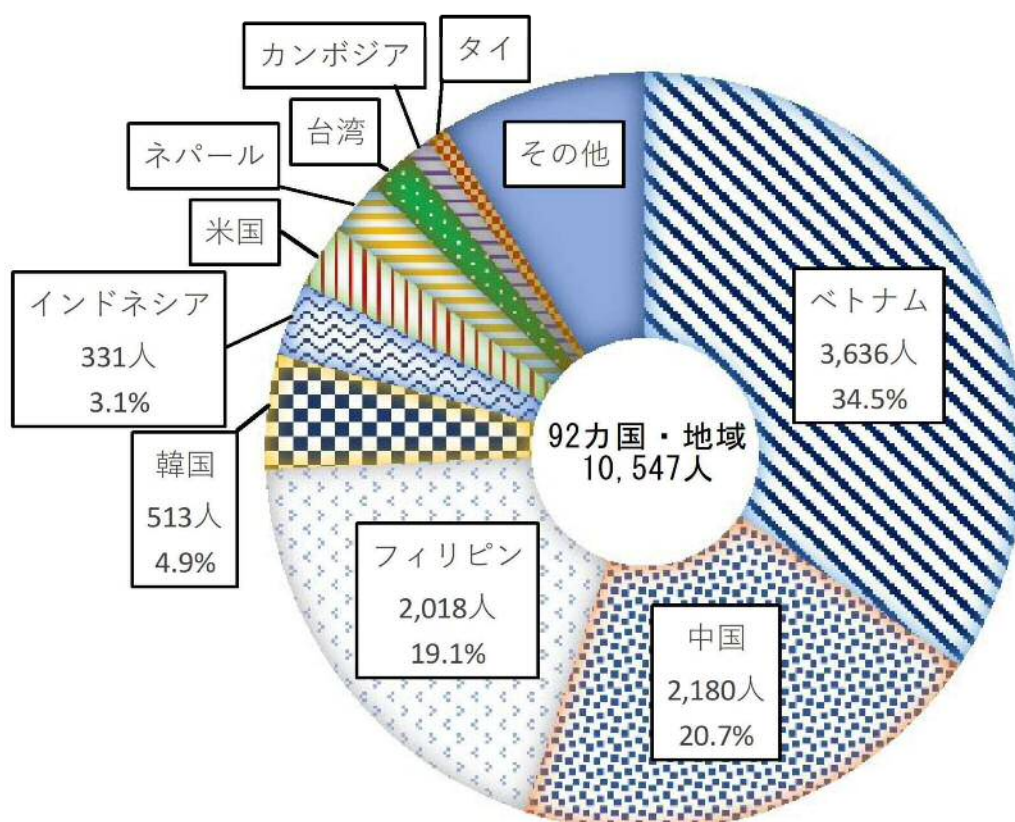
市町村	推計人口 (人)	在 留 外国人数 (人)	人口に占める 外国人の割合 (%)
鹿 児 島 市	597,215	3,065	0.51
鹿 屋 市	102,369	571	0.56
枕 崎 市	20,810	388	1.86
阿 久 根 市	19,813	135	0.68
出 水 市	52,471	665	1.27
指 宿 市	39,866	388	0.97
西 之 表 市	15,195	86	0.57
垂 水 市	14,333	206	1.44
薩 摩 川 内 市	93,845	485	0.52
日 置 市	47,748	292	0.61
曾 於 市	34,251	347	1.01
霧 島 市	124,719	653	0.52
いちき串木野市	27,967	208	0.74
南 さ つ ま 市	33,699	219	0.65
志 布 志 市	30,186	344	1.14
奄 美 市	41,757	139	0.33
南 九 州 市	34,414	374	1.09
伊 佐 市	25,297	138	0.55
始 良 市	76,392	349	0.46
<b>市 計</b>	<b>1,432,347</b>	<b>9,052</b>	<b>0.63</b>
三 島 村	392	2	0.51
十 島 村	760	7	0.92
さ つ ま 町	20,967	317	1.51
長 島 町	9,989	71	0.71
湧 水 町	9,641	76	0.79
大 崎 町	12,515	233	1.86
東 串 良 町	6,302	122	1.94
錦 江 町	7,225	60	0.83
南 大 隅 町	6,796	22	0.32
肝 付 町	14,762	87	0.59
中 種 子 町	7,776	19	0.24
南 種 子 町	5,527	15	0.27
屋 久 島 町	12,295	98	0.80
大 和 村	1,428	1	0.07
宇 検 村	1,680	2	0.12
瀬 戸 内 町	8,548	16	0.19
龍 郷 町	5,765	18	0.31
喜 界 町	6,825	44	0.64
徳 之 島 町	10,469	41	0.39
天 城 町	5,703	35	0.61
伊 仙 町	6,153	24	0.39
和 泊 町	6,442	109	1.69
知 名 町	5,901	64	1.08
与 論 町	5,058	12	0.24
<b>町村計</b>	<b>178,919</b>	<b>1,495</b>	<b>0.84</b>
<b>総 計</b>	<b>1,612,481</b>	<b>10,547</b>	<b>0.65</b>

【出典】人口移動調査(県企画部統計課)、在留外国人統計(法務省)

### 3 本県の国籍別の在留外国人数（平成30年12月31日時点）

単位：人・%

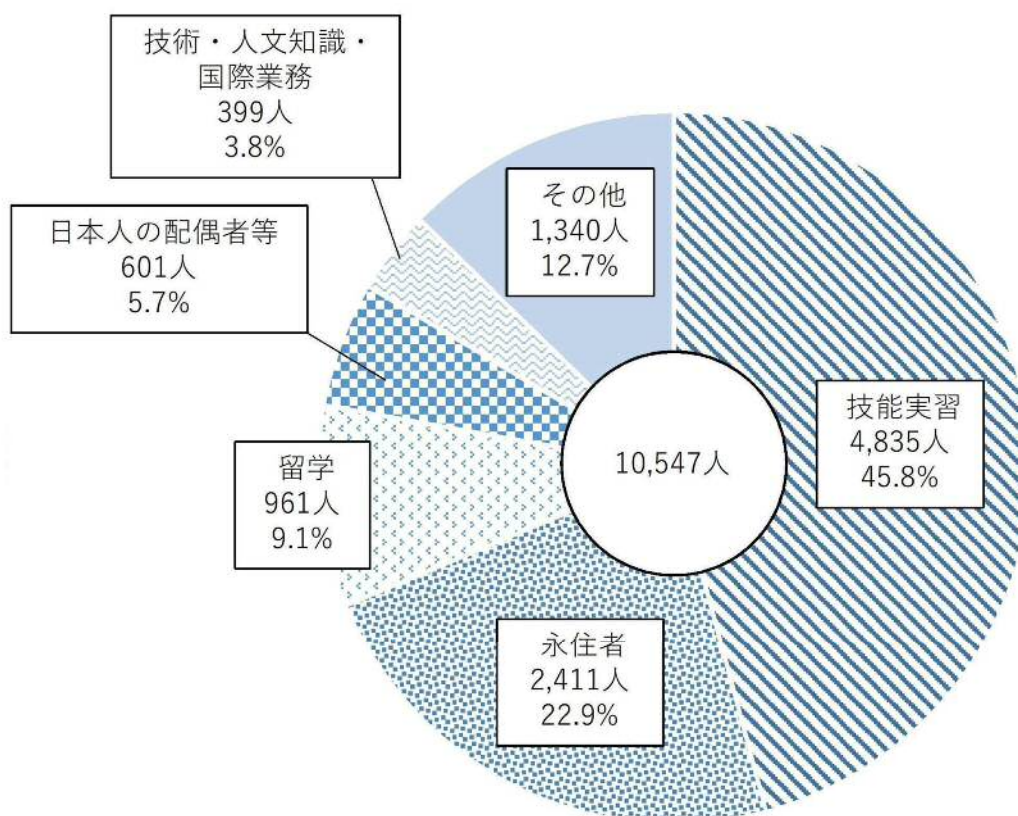
国・地域名	人 数	構 成 比	対 前 年 比 増 減 率
ベトナム	3,636	34.5	44.3
中 国	2,180	20.7	▲2.2
フィリピン	2,018	19.1	4.3
韓 国	513	4.9	2.8
インドネシア	331	3.1	33.5
米 国	285	2.7	1.4
ネパール	251	2.4	24.9
台 湾	204	1.9	20.7
カンボジア	109	1.0	10.1
タ イ	91	0.9	3.4
そ の 他	929	8.8	11.7
合 計	10,547	100.0	15.9



4 本県の在留資格別の在留外国人数（平成30年12月31日時点）

単位：人・%

国・地域名	人 数	構 成 比	対 前 年 比 増 減 率
技 能 実 習	4,835	45.8	29.3
永 住 者	2,411	22.9	3.3
留 学	961	9.1	21.6
日本人の配偶者等	601	5.7	▲3.8
技術・人文知識・国際業務	399	3.8	28.7
そ の 他	1,340	12.7	2.8
合 計	10,547	100.0	15.9



# 在留資格一覽表



## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。



# 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)の概要

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の概要(平成17年度)

⇒ 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)

## ①コミュニケーション支援

### 地域における 情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

### 日本語および日本社会に 関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

## ②生活支援

### 居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

### 教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

### 労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

### 医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

### 防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け等

## ③多文化共生の地域づくり

### 地域社会に対する 意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

### 外国人住民の 自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

## 多文化共生施策の推進体制の整備

### 地方自治体の体制整備

担当部署の設置、指針・計画の策定

### 地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

### 国の役割、企業の役割の明確化

国……外国人受け入れの基本的考え方、オリエンテーション 等  
企業……企業の社会的責任の履行





# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の主な施策

## 全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所、11言語対応）【20億円】
  - 一元的相談窓口・情報提供、通訳の配置、多言語翻訳アプリの活用
  - 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡外国人が必要とする情報に的確に接することができる

## 多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
  - 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡医療、事件・事故、教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

## 地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
  - 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による特定技能外国人の受入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡新たな外国人材受入れに対する地域の受入れ環境整備等を支援し、地域の持続的発展につなげる

## 生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
  - 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
  - 住宅確保のための環境整備・支援
  - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
  - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡生活サービスの改善を図る

## 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
  - 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
  - 日本語能力に関する試験結果等の公表義務、情報開示の充実
  - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

## 日本語教育、外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
  - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づき着実な改善と支援等の配置への支援【3億円】
  - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
  - 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
  - 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

## 社会保険への加入促進等

- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
  - 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

## 悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
  - 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
  - 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

# 相談の方法

Consultation method

咨询方法

Hình thức tư vấn

Paraan ng Konsultasyon

電話で相談



Consultation by phone

电话咨询

Tư vấn qua điện thoại

Konsultasyon sa telepono

電話をかける

☎070-7662-4541

Make a phone call

拨打电话

Gọi điện thoại

Tumawag

面談にて相談



Consultation in person

面谈咨询

Tư vấn bằng cách gặp mặt trực tiếp

Personal na konsultasyon

Visit our desk

直接到咨询窗口

Trực tiếp đến quầy

Direktang sa window

直接窓口へ

## かごしま県民交流センター 1階

(国際交流プラザ内)

1F, Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center (Inside the International Exchange Plaza)  
鹿児島県民交流センター1楼(国際交流广场内)  
Tầng 1, Trung tâm giao lưu cư dân tỉnh Kagoshima (bên trong Hội trường giao lưu quốc tế)  
Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center, 1st floor (Sa International Exchange Plaza)

〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町 14-50

14-50 Yamashita-cho, Kagoshima City, Kagoshima, 892-0816  
邮编 892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町 14-50  
14-50 thị trấn Yamashita, thành phố Kagoshima, tỉnh Kagoshima, 892-0816  
〒892-0816 14-50 Yamashitacho Kagoshima City Kagoshima Prefecture

☎070-7662-4541  
9:00am~17:00pm

火曜日~日曜日 ※ただし年末年始(12月29日~1月3日)を除く  
Tuesday to Sunday ※Closed: December 29th to January 3rd  
星期二~星期日 ※年末年初的12月29日至1月3日除外  
Thứ Ba ~ Chủ nhật ※Tuy nhiên, ngoại trừ kỳ nghỉ năm mới (ngày 29 tháng 12 ~ ngày 3 tháng 1)  
Martes-Linggo ※Maliban sa katapusan ng taon (Disyembre 29 - Enero 3)

### MAP



- 市電「水族館口電停」から歩いて4分
- JR「鹿児島駅」から歩いて10分
- バス「水族館口」から歩いて5分

がいこくじんむけ  
そうだんまどぐち

## 外国人総合相談窓口

Consultation Desk for Foreign Residents  
外国人综合咨询窗口

Quầy tư vấn tổng hợp dành cho người nước ngoài  
Tanggapang ng Pangkalahatang Konsultasyon para sa mga Dayuha

## かごしま県民交流センター 1階

(国際交流プラザ内)



☎070-7662-4541

1F, Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center (Inside the International Exchange Plaza)  
鹿児島県民交流センター1楼(国際交流广场内)  
Tầng 1, Trung tâm giao lưu cư dân tỉnh Kagoshima (bên trong Hội trường giao lưu quốc tế)  
Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center, 1st floor (Sa International Exchange Plaza)

相談無料

Free consultation service

免费咨询

Tư vấn miễn phí

Libreng Konsultasyon



日本語

Japanese

Tiếng nhật

日本語

Hapon

中国語

中文

英語

English

Ingles

英語

Ingles

ベトナム語

Tiếng Việt

タガログ語

Tagalog

SUPPORTED LANGUAGE

Korean, Indonesian, Nepalese, Khmer, Thai, Myanmar, Portuguese, Spanish, Malay, French, Russian, German, Italian, Mongolian.